

# 令和8年度 生活保健部方針

## 1 本校の現状と基本方針

本校では現在、非行傾向の問題行動はほとんど見受けられないものの、特別支援委員会と共有するような事案が多く発生している。また、GIGA スクール構想に伴い、これまでのような禁止や制限による生徒管理も変化が起こっている。こうした時代の変化に伴い、学校のルールと社会のルールの隔たりを減らし、家庭、地域、社会からの信頼を得られる生徒指導を行うことを生活保健部の基本方針としていく。

## 2 生活保健部の目標

『社会でよりよく生きていくための力を身に付ける（自己指導能力の育成）』

どのような行動が適切かを自ら考え、決定し、実行する力を高めることを目標にする。適切ではない場合には、サポートし、正しい判断ができるように導いていく。

## 3 具体的な取組

- ① 命や人権、差別や暴力行為の未然防止と毅然とした対応（重点項目）  
いじめや差別、暴力を許さない教員の言動。教員側からの一方的な修正のみを主目的とせず、自身の言動の意味を認識させ、適否について判断できる力を育む。
- ② 社会のルールにあった生活のきまりの作成  
禁止や制限だけにならないルールの設定、社会のルールにあった校内のきまりの再整備。生徒自身にきまりについて考えさせる。
- ③ 規範意識を高め、集団としての質の向上を図る。  
教育活動の効果を高めるために必要なきまりや授業規律等を指導する。
- ④ 信頼関係に基づく深い生徒理解  
受容・共感の姿勢で受け止めると同時に、必要な指導については毅然とした態度で臨む。  
指導に関する情報は記録として残し、継続的で客観性のある指導を行う。  
教職員、スクールカウンセラー、保護者、地域の方々とも連携を取り、情報を共有していく。
- ⑤ 安全・防災・情報教育の推進  
自分の身を守り、周囲を助けられる生徒を育てる。
- ⑥ 部活動のあり方  
スポーツ庁のガイドラインに則った活動を計画・実行する。

## 4 体罰防止に向けた取組

- ① 校長、副校長による体罰防止に向けた面談、研修の実施  
教職員に向けて年2回、体罰に関する研修を行い、生徒の人権を尊重した教育の徹底を行う。また、校長や副校長が教職員に対して面談を実施し、自己及び同僚の暴力的な指導についての聞き取りを行い、予防に努める。
- ② 体罰防止セルフチェックの実施  
全教職員が、チェックリストで日常の指導を振り返り、自己点検を行う。
- ③ 組織的な指導体制づくり  
週1回開催する、いじめ対策委員会や校内委員会を活用し、問題行動がみられる生徒や配慮が必要な生徒についての情報共有を行い、適切な指導の在り方について協議する。